平成２４年（フ）第５２７号
北九州市八幡東区八王寺町３番１号　106
債務者　一ノ谷靖子（旧姓池上）
1　決定年月日時　平成24年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第５６４号
北九州市八幡西区八千代町13番５―301号
債務者　栗山　和代
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第６２３号
北九州市八幡東区荒手１丁目３番４号
債務者　原田　宅己
1　決定年月日時　平成24年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１２０号
佐賀県武雄市山内町大字宮野26418番地３
債務者　佐藤　一喜（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第１２０号
青森県弘前市大字外崎２丁目５番地２　グリーンハウス２号
債務者　小山内幸正
1　決定年月日時　平成24年９月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第２３５号
岩手県北上市大堤東１丁目２番10号、旧住所岩手県北上市大堤南２丁目３番34号　カスターニャⅡ101
債務者　阿部　洋子
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第２３８号
岩手県紫波郡矢巾町大字西徳田第７地割75番地
債務者　藤島　　梢
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第２４２号
盛岡市月が丘１丁目25番22号
債務者　及川　福子
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第２５０号
盛岡市南仙北１丁目19番４号　ロイヤル藤村１号棟
債務者　深澤　岩雄
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第７９３号
神戸市長田区滝谷町１丁目４番15号　滝谷グリーンハイツ202号
債務者　木本圭美こと　金　　貞子
1　決定年月日時　平成24年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５６０号
兵庫県西宮市仁川町４丁目３番30―102号
債務者　井尻　玉子
1　決定年月日時　平成24年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第６２５号
北九州市小倉南区徳力団地45番406号
債務者　内田　美保
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第６４２号
北九州市小倉南区葛原本町５丁目９番７号
債務者　津山　謙一
1　決定年月日時　平成24年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１３０号
青森県青森市浪岡大字浪岡字川合81番地７　川合コーポ３号
債務者　工藤　省吾
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第５２７号
熊本県上益城郡御船町大字豊秋2753番地63
債務者　甲野　敏幸
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第５２９号
熊本市西区沖新町4843番地２
債務者　犬塚　敏子
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第５３５号
熊本県合志市豊岡2022番地35
債務者　東　健一郎
1　決定年月日時　平成24年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係